

事務連絡
令和8年3月18日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

年金個人情報の国民健康保険事務への利用について（再周知）

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

年金個人情報の国民健康保険事務への利用については、「特定技能外国人受入れに関する運用要領等に関する情報提供について」（平成31年3月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）の第4によりお知らせしているところですが、本取組は特定技能外国人に限らず、被用者保険の被保険者資格等を喪失し国民健康保険に加入すべき者の把握及び国民健康保険への加入勧奨に有用であることから、再度周知いたします。各都道府県におかれては、管下の市町村にも周知いただき、本取組の活用をご検討いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

【年金個人情報の国民健康保険事務への利用等について】

日本年金機構理事長と市町村長との間で契約を締結することにより、次の2種類の方法を用いて、年金個人情報を国民健康保険事務に利用することが可能です。

1. 紙のリストを国民健康保険事務に利用することを希望する場合

日本年金機構から市町村の国民年金担当部署に提供されている第2号被保険者資格喪失者一覧等の紙のリストについて、国民健康保険担当部署においても利用することを希望する市町村は、日本年金機構が定める「国民健康保険の適用事務に必要な情報等の取扱いに関する約款」（別添の【別添】）に同意し、その利用を申し込むための同意書「国民健康保険の適用事務に必要な情報等の取扱いに関する利用申込書兼利用契約同意書」（【別添】の別紙）

を日本年金機構(年金事務所)に提出することにより利用が可能となること。

2. 「可搬型窓口装置」を国民健康保険事務に利用することを希望する場合

「可搬型窓口装置」の国民健康保険事務への利用について、日本年金機構理事長と市町村長との間で締結する契約書に国民健康保険事務への利用に関する記載を加えることにより、その利用を可能とすることとされていること。

なお、「可搬型窓口装置」の貸与に当たっては、国民健康保険事務のみの利用は認められないことから、国民年金担当部署と国民健康保険担当部署との間において、十分な連携を図っていただくようお願いします。

(参考)

【別添】「市区町村用ねんきんネット」の廃止等に関する情報提供について（平成31年3月22日付け厚生労働省年金局事業企画課長補佐事務連絡）

以上